（非課税）

第八条　附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機構が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、それぞれ当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2　附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機構が権利の承継をする場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（罰則の経過措置）

第九条　この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から前条まで、第十九条、第二十条及び第二十二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新備蓄法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新備蓄法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（土地収用法の一部改正）

第十二条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第十三条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第三十一条」を「第二十九条」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十八号中「第十三条」を「第十六条」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十九の項中「第十三条」を「第十六条」に、「第十七条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第十六条　非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「こと」の下に「（地熱の探査及び地熱資源の開発に係るものを除く。）」を加え、同条第三号中「地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造（熱源の状況を含む。）等の」を「地熱を発電に利用するために必要な」に改める。

（地価税法の一部改正）

第十七条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号中「（石油の基準備蓄量等）」を「（石油基準備蓄量等）」に、「基準備蓄量の同法第五条第一項」を「石油基準備蓄量の同法第五条第一項」に、「（石油ガスの基準備蓄量等）」を「（石油ガス基準備蓄量等）」に、「基準備蓄量の同法第二条第三項」を「石油ガス基準備蓄量の同法第二条第三項」に改める。

（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十八条　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「廃止日前に旧復旧法」を「第二条の規定の施行の日（以下「廃止日」という。）前に同条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（以下「旧復旧法」という。）」に改め、「（以下この項において「鉱業権者等」という。）」及び「並びにこの条の規定によりなお従前の例によることとされる場合又はこの条の規定によりなおその効力を有することとされる場合における廃止日以後に旧復旧法の規定によってした処分及び鉱業権者等が旧復旧法の規定によってした手続その他の行為」を削り、同項を同条とする。

附則第三条第一項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「及び第九号」、「、第二条の規定の施行の際現に行われている旧構造調整法第二十五条第一項第十号及び第十号の二に規定する債務の保証については旧構造調整法第二十五条第一項第十号及び第十号の二、第二十六条第二項第十号、第三十六条の十三並びに第三十六条の十五から第三十六条の二十までの規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十一号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十一号、第二十六条第二項第十一号、第三十六条の二十一並びに同条第三項において準用する旧構造調整法第三十六条の六及び第三十六条の二十一第三項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定」及び「、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十二号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十二号、第二十六条第二項第十二号、第三十六条の二十三並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一まで並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の二十三第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十三号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十三号、第二十六条第二項第十三号、第三十六条の二十四並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一まで並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の二十四第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の二に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の二、第二十六条第二項第十五号、第三十六条の二十八並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の二十八第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定」を削り、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に、「、第三十六条の十一、第三十六条の十三第一項及び第二項、第三十六条の十五第一項、第三十六条の十六第一項、第三十六条の十七、第三十六条の十八、第三十六条の十九第一項及び第二項並びに第三十六条の二十」を「及び第三十六条の十一」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項から第十一項までを削る。

附則第五条第一項中「に旧賠償法」を「に同条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（以下「旧賠償法」という。）」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、「鉱業法」の下に「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第十項中「この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第十一項を同条第六項とする。